

訴額に関する説明書

原告

外五二名

被告 国

一九九六年一月二〇日

原告訴訟代理人

弁護士 喜田村洋一

東京地方裁判所

民事部 御中

本件訴訟において訴額を二六五万円と算定した根拠は左記のとおりである。

記

一 違憲、違法確認請求（請求の趣旨第一項）の訴額については、訴えをもって主張する利益を算定不能であるとしたうえで、原告全体で一つとして算定する立場と各原告の人数倍とする立場があるが、前者の立場をとり、全体で九五万円と算定した。

この点、各原告の権利侵害を根拠とする請求の場合には、各原告について訴訟利益を考えて原告の人数倍にすべきであるとする見解もある。しかし、各原告の権利侵害を根拠とする場合でも、「訴えをもって主張する利益」（民事訴訟法二二条一項）を実質的に判断し、「数個の請求をもって主張する非財産的利益が全請求について共通であって、それぞれ独立したものと認められないようなときは、例外的にこれを一個の請求と同様のものとみて、訴額も合算しないこととするのが相当」（大阪高等裁判所平成五年八月九日決定・判例タイムズ八三四号二一八頁）である。

右高裁決定は、原告（抗告人）らが平和的生存権や納税者基本権を根拠に自衛隊員のカンボジア派遣の差止めを求めた事案であり、同決定は右の一般論に続け、「抗告人らが本件訴えをもって主張する非財産的利益が全請求について共通であると認められるかどうかについて検討するに、本件訴えは、要するに憲法九条に違反する自衛隊員のカンボジアへの派遣の差止めを求めるというものであって、この訴えをもって主張する利益は、抗告人らにおいて違憲と主張する自衛隊の力ンボジア派遣が中止されること自体であるから、その利益は抗告人ら全員を通じて共通のもので認めるのが相当というべきである。抗告人らは、差止めを求める根拠として、『平和的生存権』や『納税者基本権』と名付ける『権利』を主張しているけれども、個々の抗告人らに帰属するというそれらの『権利』が侵害されることによって現に発生している各人固有の利益の発生・回復を本件において求めているわけではないから、抗告人らが右のような権利を主張しているからといって、本件訴えをもって主張する利益が各抗告人ごとに別個独立に存在するものといわなければならぬものではない。」と判示する。

同様に、本件においても、原告らは、請求の趣旨第一項で、原告らの選挙権が侵害されたことによって現に発生している各人固有の損害の回復を求めているわけではなく、違憲・違法の確認の結果として、関係行政庁ないし立法府が、原告の人数にはかわらず、判決の趣旨に従って、法律の改正その他の措置をとることを目途としているのであるから、本件請求において原告らが主張する非財産的利益が全請求について共通であって、それぞれ独立したものと認められないことは明らかである。したがって、本件では訴額を原告の人数分を合算せず、全体で一つと算定するのが相当である。

二 損害賠償を求める部分（請求の趣旨第二項）については、各自五万円、原告全員五三名の合計は二六五万円となる。

三 民事訴訟費用法四条三項に従い、右一、二項のうち多額である二六五万円をもって本件訴えの訴額とした。

以上